



4 計量第 17 号
令和 4 年（2022 年）5 月 2 日

一般社団法人 長野県食品工業協会長 様

長野県計量検定所長



特定計量器の定期検査の実施について（依頼）

平素は県の計量行政に御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、計量法では、適正な計量取引の確保と消費者保護を図るため、事業者が取引や証明に使用するばかり（計量器）は、2年に1回、定期検査あるいは定期検査に代わる計量士による検査（代検査）を受けなければならないと定められており、本年度の定期検査を別添県報写しに掲げる日程により実施します。

つきましては、検査対象地域の貴会傘下会員の該当者がもれなく検査を受けられますよう、周知についてよろしく申し上げます。

（注）定期検査は2年に1回行います。

不明な点は市役所・町村役場又は当検定所にお問い合わせください。

また特定市（長野市・松本市・上田市・岡谷市）に所在するばかりは特定市が別途行う定期検査を受検してください。

検定・検査課

平林 裕司（所長） 本間 厚史（担当）

松本市大字島立 1020 松本合同庁舎内

TEL 0263-47-4006

FAX 0263-47-9895

電子メール keiryo@pref.nagano.lg.jp



長野県報

4月25日(月)
令和4年
(2022年)
第299号

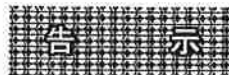
目次

告示

母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定に基づく貸付金の元利償還金及び元利償還金の違約金の収納事務の委託(こども・家庭課)	1
保安林予定森林にする旨の通知(森林づくり推進課)	1
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域の指定の解除(砂防課)	2
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域の指定(砂防課)	2
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定の解除(砂防課)	2
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課)	3
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(2件)(道路管理課)	3
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路管理課)	4
平成17年長野県人事委員会告示第2号(長野県個人情報保護条例第11条第1項ただし書の規定により口頭により請求することができる記録情報)の一部改正(人事委員会事務局)	4
特定計量器の定期検査の実施(産業技術課)	4

公告

国土調査法に基づく成果の認証(農地整備課)	8
土地改良区の定款変更の認可(農地整備課)	8
開発行為に関する工事の完了(3件)(都市・まちづくり課)	8
特定調達契約に係る落札者の決定(2件)(医療政策課)	9



長野県告示第222号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第13条第1項、第31条の6及び第32条第1項の規定による貸付金(償還がされていない貸付金のうち別に指定するものに限る。)の元利償還金及び元利償還金に係る違約金の収納の事務を次のとおり委託しました。

令和4年4月25日

長野県知事 阿部守一

- 1 受託者の所在地
東京都港区芝浦三丁目16番20号
- 2 受託者の名称
ニッテレ債権回収株式会社
- 3 委託期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

こども・家庭課

長野県告示第223号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

令和4年4月25日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

上伊那郡箕輪町大字東箕輪字日向入ノ内栃窪2339の11、2339の15、2339の18から2339の32まで、2339の38、字日向入ノ内野田久保2340の3、2340の4

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び箕輪町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第224号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である次の土砂災害警戒区域の指定を解除します。

令和4年4月25日

長野県知事 阿部 守一

1 土砂災害警戒区域の名称

上穂沢橋南、古田切南及び郷社線

2 指定の区域

駒ヶ根市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県伊那建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第225号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

令和4年4月25日

長野県知事 阿部 守一

1 土砂災害警戒区域の名称

上穂沢橋南、古田切南及び郷社線

2 指定の区域

駒ヶ根市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県伊那建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第226号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である次の土砂災害特別警戒区域の指定を解除します。

令和4年4月25日

長野県知事 阿部 守一

1 土砂災害特別警戒区域の名称

共楽園下、上穂沢橋南、古田切南、郷社線、宮沢川北、宮沢川南及び上赤須（6）

2 指定の区域

駒ヶ根市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県伊那建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第227号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

令和4年4月25日

長野県知事 阿部守一

- 1 土砂災害特別警戒区域の名称
共楽園下、上穂沢橋南、古田切南、郷社線、宮沢川北、宮沢川南及び上赤須（6）
- 2 指定の区域
駒ヶ根市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県伊那建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）
- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項
別図に記載するとおり

砂防課

長野県飯田建設事務所告示第8号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和4年5月18日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和4年4月25日

長野県飯田建設事務所長 太田茂登

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 151号
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
下伊那郡阿南町新野3042番の2地先から 下伊那郡阿南町新野3719番の308地先まで	旧	m 6.6 ~ 56.4	Km 1.1309
同 上	新	6.6 ~ 56.4	1.1309

道路管理課

長野県長野建設事務所告示第9号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和4年5月18日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和4年4月25日

長野県長野建設事務所長 吉川達也

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 長野大町線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
上水内郡小川村大字高府字舟平2909番の1地先から 上水内郡小川村大字高府字舟平2616番地先まで	旧	m 14.0 ~ 24.2	Km 0.0450
同 上	新	14.0 ~ 26.0	0.0450

道路管理課

長野県飯田建設事務所告示第9号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和4年5月18日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和4年4月25日

長野県飯田建設事務所長 太田茂登

- 1 路線名 151号
- 2 供用を開始する区間
下伊那郡阿南町新野3042番の2地先から
下伊那郡阿南町新野3719番の308地先まで
- 3 供用を開始する期日 令和4年4月25日

道路管理課

長野県人事委員会告示第1号

平成17年長野県人事委員会告示第2号(長野県個人情報保護条例(平成3年長野県条例第2号)第11条第1項ただし書の規定により口頭により請求することができる記録情報)の一部を次のように改正し、令和4年4月25日以後に合格を発表する選考に係る記録情報から適用します。

令和4年4月25日

長野県人事委員会委員長 青木悟

表の社会人経験者を対象とする長野県職員採用選考の項中「自己セールスシートによる考査」を「自己セールス考査又は専門性セールス考査」に改め、「又は専門論述考査」を削り、同表の長野県職員採用試験(就職氷河期世代)の項中

- 「 1 第1次試験(作文試験)の点数及びその順位 」を
- 「 1 第1次試験に係る以下の記録情報
(1)基礎能力検査の点数及び専門試験の点数
(2)合計点
(3)合計点の順位(不合格者を含む。)
(4)合格者の順位 」に、「基礎能力検査の点数、専門試験」を「作文試験」に、「資格調査」を「基礎能力検査(行政に限る。)及び資格調査」に改める。

人事委員会事務局

長野県計量検定所告示第1号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり行います。ただし、特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項の規定により実施するものを除きます。

令和4年4月25日

長野県計量検定所長 平林裕司

区 域	期 日		場 所
	月 日	時 間	
東御市のうち北御牧地区	5月26日(木)	午前10時30分から正午まで	東御市大日向337番地 東御市北御牧庁舎
北佐久郡立科町		午後1時30分から午後3時30分まで	北佐久郡立科町大字芦田2532番地 立科町役場

北佐久郡御代田町	5月27日(金)	午前11時から正午まで及び 午後1時から午後2時30分まで	北佐久郡御代田町大字馬瀬口1794番地6 御代田町役場
北佐久郡軽井沢町	5月30日(月)	午前11時から正午まで及び 午後1時から午後2時30分まで	北佐久郡軽井沢町大字長倉2353番地1 軽井沢町中央公民館
下伊那郡阿智村のうち浪合地区	6月1日(水)	午前11時から正午まで	下伊那郡阿智村浪合1018番地 阿智村浪合振興室
下伊那郡阿智村(浪合地区を除く)		午後1時30分から午後4時30分まで	下伊那郡阿智村駒場468番地の1 阿智村中央公民館
下伊那郡根羽村	6月2日(木)	午前9時30分から午前11時まで	下伊那郡根羽村2131番地1 根羽村福祉センター「しゃくなげ」
下伊那郡平谷村		午後1時30分から午後2時30分まで	下伊那郡平谷村中平354番地 平谷村役場
下伊那郡阿南町のうち新野地区	6月7日(火)	午前11時から正午まで	下伊那郡阿南町新野1492番地 新野福祉センター
下伊那郡阿南町のうち富草、大下条及び和合地区		午後1時45分から午後2時45分まで	下伊那郡阿南町東条58番地1 阿南町役場
下伊那郡泰阜村	6月8日(水)	午前11時から正午まで	下伊那郡泰阜村3236番地1 泰阜村山村開発センター
下伊那郡下條村		午後2時から午後3時まで	下伊那郡下條村睦沢8801番地の1 下條村村民センター
下伊那郡売木村	6月9日(木)	午前11時から正午まで	下伊那郡売木村968番地1 売木村役場
下伊那郡天龍村		午後2時30分から午後4時まで	下伊那郡天龍村平岡876番地2 天龍村老人福祉センター
飯田市のうち南信濃地区	6月10日(金)	午前10時から午前11時まで	飯田市南信濃和田2596番地3 南信濃自治振興センター
飯田市のうち上村地区		午後1時から午後2時まで	飯田市上村754番地2 上村自治振興センター
下伊那郡喬木村	6月14日(火)	午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後2時30分まで	下伊那郡喬木村6664番地 喬木村役場駐車場(公用車用)
下伊那郡高森町	6月15日(水)	午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	下伊那郡高森町下市田2180番地 高森町民体育館
下伊那郡豊丘村のうち河野地区	6月16日(木)	午前10時30分から正午まで	下伊那郡豊丘村大字神稲3120番地 豊丘村役場駐車場(バス車庫)
下伊那郡豊丘村のうち神稲地区		午後1時から午後3時まで	
佐久市のうち岩村田及び小田井地区	6月20日(月)	午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	佐久市岩村田564番地 佐久浅間農業協同組合 佐久岩村田支所 岩村田支店
佐久市のうち岸野、桜井、中佐都及び高瀬地区	6月21日(火)	午前10時30分から正午まで	佐久市塩名田570番地 浅科保健センター
佐久市のうち浅科地区		午後1時から午後3時まで	
佐久市のうち中込、平賀及び内山地区	6月22日(水)	午前10時30分から正午まで	佐久市平賀2954番地 佐久浅間農業協同組合 平賀ライスセンター
佐久市のうち志賀、三井及び平根地区		午後1時から午後3時まで	
佐久市のうち望月地区	6月23日(木)	午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	佐久市望月303番地 佐久市駒の里ふれあいセンター



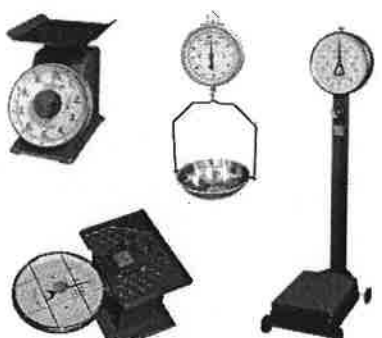






佐久市のうち野沢地区	6月24日(金)	午前10時30分から正午まで	佐久市三塚100番地 佐久浅間農業協同組合 さく南部営農センター
佐久市のうち大沢及び前山地区		午後1時から午後3時まで	
下伊那郡松川町のうち大島及び上片桐地区	6月28日(火)	午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	下伊那郡松川町元大島3823番地 松川町役場
下伊那郡松川町のうち元大島及び生田地区	6月29日(水)		
下伊那郡大鹿村	6月30日(木)	午後1時から午後2時30分まで	下伊那郡大鹿村大字大河原354番地 大鹿村役場
上水内郡小川村	7月4日(月)	午後1時から午後3時まで	上水内郡小川村大字高府8800番地8 小川村役場
北安曇郡松川村	7月5日(火)	午前10時から正午まで	北安曇郡松川村76番地5 松川村役場
北安曇郡池田町		午後1時30分から午後3時30分まで	北安曇郡池田町大字池田2005番地1 池田町総合福祉センター「やすらぎの郷」
上水内郡飯綱町	7月6日(水)	午前11時から正午まで及び 午後1時から午後4時まで	上水内郡飯綱町大字牟礼1989番地 飯綱町民会館
上水内郡信濃町	7月7日(木)	午前9時30分から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	上水内郡信濃町大字古間765番地 信濃町立総合体育館
中野市のうち長丘、平岡、科野及び倭地区	7月11日(月)	午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	中野市大字越1131番地 中野市農業協同組合 北部センター(旧科野事業所)
中野市のうち平野及び高丘地区	7月12日(火)	午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	中野市大字一本木522番地 中野市コミュニティスポーツセンター
中野市のうち中野、日野及び延徳地区	7月13日(水)		
	7月14日(木)		
中野市(豊田地区を除く)	7月15日(金)		
須坂市のうち上部及び東部地区	7月20日(水)	午前10時30分から正午まで	須坂市大字須坂747番地イ 須坂市生涯学習センター
須坂市のうち高甫、仁礼及び豊丘地区		午後1時から午後3時30分まで	
須坂市のうち西部地区	7月21日(木)	午前10時30分から正午まで	
須坂市のうち日野及び井上地区		午後1時から午後3時30分まで	
須坂市のうち南部及び豊洲地区	7月22日(金)	午前10時30分から正午まで	
須坂市のうち日滝及び旭ヶ丘地区		午後1時から午後3時30分まで	
北安曇郡小谷村	7月27日(水)	午前11時から正午まで	北安曇郡小谷村大字中小谷丙131番地 小谷村役場
北安曇郡白馬村		午後1時30分から午後3時まで	北安曇郡白馬村大字北城7025番地 白馬村役場
大町市全域	9月6日(火)	午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後3時30分まで	大町市大町3887番地 大町市役所
	9月7日(水)		

諏訪郡原村	9月13日(火)	午前11時から正午まで及び 午後1時から午後2時30分まで	諏訪郡原村払沢12080番地 原村中央公民館
諏訪郡富士見町	9月14日(水)	午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後3時30分まで	諏訪郡富士見町落合10777番地 富士見町役場
諏訪郡下諏訪町	9月15日(木)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時30分まで	諏訪郡下諏訪町4611番地40 下諏訪総合文化センター西側入口
茅野市のうち ちの、宮川及び金沢地区	9月20日(火)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時30分まで	茅野市宮川4552番地2 茅野市中央公民館
茅野市のうち豊平、玉川及び泉野地区	9月21日(水)	午前10時から正午まで	茅野市玉川3666番地1 玉川地区コミュニティセンター
茅野市のうち北山、湖東、米沢及び中大塩地区		午後1時30分から午後3時30分まで	茅野市北山4340番地1 北山地区コミュニティセンター
茅野市全域	9月22日(木)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時30分まで	茅野市宮川4552番地2 茅野市中央公民館
諏訪市のうち豊田及び湖南地区	9月27日(火)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	諏訪市大字湖南北真志野3873番地 諏訪市公設地方卸売市場管理事務所
諏訪市のうち上諏訪地区	9月28日(水)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	諏訪市湖岸通り5丁目12番18号 諏訪市文化センター
	9月29日(木)		
諏訪市のうち四賀及び中洲地区	9月30日(金)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	諏訪市大字四賀804番地3 諏訪市四賀公民館
伊那市のうち竜西地区	10月4日(火)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時30分まで	伊那市下新田2990番地 伊那浄水管理センター
伊那市のうち竜東地区	10月5日(水)		
伊那市のうち富県、美篁、手良、東春近、西箕輪及び西春近地区	10月6日(木)		
埴科郡坂城町	10月11日(火)	午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後2時30分まで	埴科郡坂城町坂城6362番地1 B. Iプラザさかき
千曲市のうち上山田、戸倉、更級及び五加地区	10月12日(水)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	千曲市杭瀬下二丁目1番地 千曲市役所向い 立体駐車場1階

産業技術課

はかりの定期検査手数料【令和4年(2022年)4月1日現在】

長野県手数料徴収条例(平成12年条例第2号)、計量法に基づく事務に係る手数料徴収規則(平成12年規則第6号)

種類	外観	主な用途 (業種)	ひょう量等	1個あたりの 手数料(円)	
電気式はかり 検出原理 ・電気抵抗線式 ・誘電式 ・電磁式 ・光電式 ・圧電式 等		食料品 薬局 病院 学校 幼稚園 保育園	100kg 以下	1,400	
			100kg を超え 250kg 以下	1,800	
			250kg を超え 500kg 以下	2,300	
機械式はかり	直線目盛指示 はかり		保健所 宅配便	250	
	ばね式指示 はかり		食料品 宅配便 病院 学校 幼稚園 保育園	100kg 以下	500
				100kg を超え 250kg 以下	900
				250kg を超え 500kg 以下	1,500
	棒はかり		寝具 薬草	250	
	手動天びん		薬局 病院	感量比 1/10,000 以上	500
				感量比 1/10,000 未満	1,000
	等比皿手動 はかり		薬局	100kg 以下	500
	手動はかり		酒 米穀 製麺 製菓	100kg 以下	500
				100kg を超え 250kg 以下	900
250kg を超え 500kg 以下				1,500	
手動指示併用 はかり		病院 薬局	100kg 以下	500	
分銅・おもり				10	

注) 最小の目量又は表記された感量がひょう量の1万分の1未満のものにあつては、2倍の金額(分銅・おもりを除く)

定期検査実施区域マップ

